

浜田市美又温泉美肌観光拠点施設条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市条例第 34 号

浜田市美又温泉美肌観光拠点施設条例

（目的及び設置）

第 1 条 美又温泉等の美肌に関する地域資源を活用し、観光振興の拡大による地域経済の活性化を図るとともに、市民の心身の健康の増進に寄与するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、浜田市美又温泉美肌観光拠点施設（以下「拠点施設」という。）を浜田市金城町追原 31 番地 3 に設置する。

（施設）

第 2 条 拠点施設の施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日帰り入浴施設（公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場及び休憩の場を提供するための施設をいう。）
- (2) 温泉スタンド（浜田市温泉事業条例（平成 17 年浜田市条例第 218 号）第 5 条第 6 号に規定する一般供給を行うための施設をいう。）
- (3) にぎわい創出エリア

（事業）

第 3 条 拠点施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 日帰り入浴施設及び温泉スタンドの提供
- (2) 美肌観光の企画及び情報発信
- (3) にぎわい創出エリアを活用した事業
- (4) その他拠点施設の設置の目的を達成するために必要な事業

（管理）

第 4 条 拠点施設（第 2 条第 3 号に規定する施設を除く。以下同じ。）の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条各号（第 3 号を除く。）に掲げる事業に関する業務
- (2) 拠点施設の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- (3) 拠点施設の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、拠点施設の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（開館時間等）

第 6 条 拠点施設の開館時間又は利用時間及び休館日又は休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(1) 日帰り入浴施設

ア 開館時間 午前 10 時から午後 9 時まで

イ 休館日 水曜日

(2) 温泉スタンド

ア 利用時間 午前 10 時から午後 9 時まで

イ 休業日 無休

(利用許可)

第 7 条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 指定管理者は、第 1 項の規定により利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反して利用するおそれがあるとき。

(2) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる使用をするとき。

(4) その他管理上支障があると認める利用をするとき。

(利用の制限)

第 8 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 前条第 1 項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、拠点施設の管理上特に必要と認められるとき。

- 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(特別設備等の制限)

第9条 利用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第10条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

第11条 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

- 2 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。

(利用料金の収入)

第12条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第14条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由その他指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用の中止を命じられたときは、速やかに利用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

(損害賠償等の義務)

第16条 利用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 第 4 条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為並びにこの条例の施行の日以後の利用に係る施設等の利用の許可その他拠点施設（第 2 条第 3 号に規定する施設を含む。）の運営に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。

(浜田市美又温泉国民保養センター条例の廃止)

- 3 浜田市美又温泉国民保養センター条例（平成 17 年浜田市条例第 299 号）は、廃止する。

(浜田市温泉事業条例の一部改正)

- 4 浜田市温泉事業条例（平成 17 年浜田市条例第 218 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 美又温泉の部一般供給の項を削る。

別表（第 11 条関係）

1 大浴場の利用料金（1 人当たり）

区分	利用料金の上限額	
	1 回分	回数券 (11 回分)
大人（中学生以上）	1,200 円	12,000 円
小学生	600 円	6,000 円

備考

- 利用料金の額は、入湯税相当額を含まず、消費税及び地方消費税相当額を含む。
- 繁忙期（市長が別に定める期間をいう。以下同じ。）に利用する場合の 1 回分の利用料金の額は、この表に規定する額に 100 分の 120 を乗じて得た額とする。

2 貸切風呂の利用料金（1 室当たり）

区分	利用料金の上限額	
	基本利用料金（2 時間まで）	追加利用料金（2 時間を超える 1 時間までごとに）
貸切風呂	6,000 円	3,000 円
貸切風呂（サウナ付き）	9,000 円	4,500 円

備考

- 利用料金の額は、入湯税相当額を含まず、消費税及び地方消費税相当額を含む。
- 繁忙期に利用する場合の基本利用料金及び追加利用料金の額は、この表に規定する額に 100 分の 120 を乗じて得た額とする。

3 有料休憩室の利用料金（1 室当たり）

区分	利用料金の上限額	
	基本利用料金（3 時間まで）	追加利用料金（3 時間を超える 1 時間までごとに）
有料休憩室	4,500 円	1,500 円

備考

- 利用料金の額は、消費税及び地方消費税相当額を含む。

- 2 繁忙期に利用する場合の基本利用料金及び追加利用料金の額は、この表に規定する額に 100 分の 120 を乗じて得た額とする。

4 温泉スタンドの利用料金

区分	利用料金
利用量 20 リットル当たり	10 円

備考 利用料金の額は、消費税及び地方消費税相当額を含む。